名古屋市農業委員会 令和7年第4回総会 議 事 録

1 開催日時 令和7年4月21日(月) 開始:午後2時00分、終了:午後2時50分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

| 定 | 数 | 16 人 | 在 | 任 数 | 16 人 |
|----|---|------|---|-----|------|
| 定足 | 数 | 8 人 | 出 | 席数 | 16 人 |

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員 (課長補佐級以下) 6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行
 - (1) 開会
 - (2) 事務局職員の紹介
 - (3) 議案審議

第25号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第26号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第27号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第28号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第29号議案 令和 7年度事業計画について

第30号議案 令和 8年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

- (4) 報告
 - ①農地転用届出等処理報告について
 - ②農地の賃借料情報の提供について
 - ③地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)について
- (5) その他
- (6) 閉会

令和7年第4回総会 委員出欠状況

出席農業委員(16名)

| 1番 | 小 | 嶌 | 盛 | 夫 | 委員 | 2番 | 成 | 田 | 秋 | 義 | 委員 |
|-----|---|---|----|----|----|-----|---|---|----|----|----|
| 3番 | 山 | П | 幸 | 江 | 委員 | 4番 | 近 | 藤 | 正 | 俊 | 委員 |
| 5番 | 福 | 島 | 茂 | 俊 | 委員 | 6番 | 木 | 村 | 幸 | 廣 | 委員 |
| 7番 | Ш | 本 | 美 | 幸 | 委員 | 8番 | 箕 | 浦 | 基 | 伸 | 委員 |
| 9番 | 布 | 目 | 已包 | 生子 | 委員 | 10番 | | 村 | 新 | _ | 委員 |
| 11番 | 横 | 井 | 昭 | 男 | 委員 | 12番 | 熊 | 澤 | 正 | 巳 | 委員 |
| 13番 | 清 | 水 | 久 | _ | 委員 | 14番 | 安 | 井 | 勝 | 春 | 委員 |
| 15番 | 安 | 井 | 秀 | 樹 | 委員 | 16番 | 横 | 井 | 庸- | 一郎 | 委員 |

出席農地利用最適化推進委員(12名)

| 17番 | 久 | 野 | 隆 | 博 | 委員 | 18番 | Щ | П | 儀 | 明 | 委員 |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|
| 19番 | 若 | 松 | 邦 | 義 | 委員 | 20番 | 石 | 田 | 正 | 彦 | 委員 |
| 21番 | 松 | 原 | 道 | 直 | 委員 | 22番 | 加 | 藤 | 新 | | 委員 |
| 23番 | 安 | 井 | 正 | 敏 | 委員 | 24番 | 横 | 井 | 愼 | | 委員 |
| 25番 | 木 | 村 | 正 | 男 | 委員 | 26番 | 神 | 野 | 貞 | 雄 | 委員 |
| 27番 | 竹 | Ш | 孝 | 司 | 委員 | 28番 | 坂 | 野 | 嘉 | 紀 | 委員 |

令和7年第4回総会(令和7年4月21日) 開会(午後2時00分)

農政課長

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和7年第4回総会 をはじめさせていただきます。

また、本日は総会後に全員協議会の開催が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございました ので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思いま す。

議案資料の7ページ「第28号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」をご覧いただけますでしょうか。

受付番号 3-41 に記載のある農地のうち、最下段に記載しております土地の所在地について、「中川区大当郎一丁目」と書かれておりますが、正しくは、「中川区大当郎二丁目」です。

お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきま す。会長、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

ただいまより、令和7年第4回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとう ございます。

それでは、本日の議案といたしまして、第25号議案「農地 法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第

30 号議案「令和 8 年度名古屋市農業施策等に関する意見書に ついて」までの6議案の審議を行います。また、報告事項を3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元 配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくよ うお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農 業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりま すので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたしま す。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席で ございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、二村 新一委員及び箕浦基伸委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て 議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手 をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して 下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力を お願いいたします。

それでは、次第2の「事務局職員の紹介」に移ります。

この4月の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に一部異 動がありましたので、事務局から紹介していただきます。事務 局お願いいたします。

事務局次長 先ほど会長からもお話がありましたとおり、この4月の定期

人事異動で事務局職員に異動がございましたので次長の私のほうからご紹介させていただきます。

それでは、お手元の資料、「名古屋市農政関係役職職員名簿」 をご覧ください。名前の左側に丸がついているのが、新しく就 任した事務局役職職員でございます。

この中で、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

まずはじめに、農政課長 安藤有雄でございます。

次に、西部・守山農政課長 山中知子でございます。

次に、中川農政課長 大嶋重行でございます。

次に、港農政課長 山田隆でございます。

また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、他に3名の者が新しく事務局役職職員に就任いたしました。このメンバーでこの1年間、農業委員会の事務を執り行って参りますので、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますことをお願いします。よろしくお願いいたします。

議長(会長)

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

では、次第3の議案審議に入ります。

まず、はじめに、第25号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号4-14について、14番、安井委員、お願いいたします。

安井(勝)委員

受付番号 4-14 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、4月3日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋一丁目の1筆は畑で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

なおこの譲受人なんですけども、三重県伊賀市になっておりますけれども、自分の会社の事務所は港区にありまして、しょっちゅうここに出入りしてみえまして、当該の農地についても顔を出して覗いてみえるということで、年間の所要日数を満たしてみえるということでございます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご 意見はございますか。

特にないようです。それでは、第25号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長(会長)

ご異議なしと認め、第25号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第26号議案、農地法第5条の規定による使用貸借権 設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番 号 4-6 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-6 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員と で、4月2日に調査した結果を報告します。

一時転用の内容は、「田んぼアート」の観察台を、会場の隣 接地で、現在休耕中の港区西茶屋三丁目の1筆の畑に設置する ものです。

申請地は農用地ではありますが、当該施設は、仮設構造物で、 他に適当な土地がなく、利用許可期限後は、農地に復元する旨 を確認しております。

また、茶屋新田土地改良区の同意書があることや、借受人は、 資金力・信用力があること、開発許可に関しては必要ない旨を 確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考 えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま すので、よろしくご審議をお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご 意見はございますか。

特にないようです。それでは、第26号議案の案件について は、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長(会長) ご異議なしと認め、第26号議案の案件は、許可することと

いたします。

次に、第27号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の 証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、23番、安井委員、お願いいたします。

安井(正) 委員

受付番号 3-5 の農地につきまして、4月3日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-5 の中川区服部二丁目の1筆の田は耕作準備中、 服部三丁目の1筆の畑はホウレンソウ、キャベツが作付けされ ていました。

このことから、主たる従事者が死亡するまで、農地を良好に 管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

受付番号 3-6 の農地につきまして、4月2日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-6 の中川区中島新町四丁目の 1 筆の畑はウメなどが作付けされていました。

このことから、主たる従事者が死亡するまで、農地を良好に 管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。ただいまご報告いただきました が、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第27号議案の案件について は、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長(会長) ご異議なしと認め、第27号議案の案件は証明することとい たします。

> 次に、第28号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農 業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

> それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番 号 1-72 及び 1-73 について、4番、近藤委員、お願いいたしま す。

近藤委員

受付番号 1-72 及び 1-73 の農地について、福島茂俊委員と事 務局職員で、4月2日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-72 の申請地には、ブロッコリー、タマネギなど が栽培されていました。

受付番号 1-73 の申請地には、ミカン、イチジクが栽培され ていました。また天白区保呂町は憩いの農園で市民農園として 利用されています。

いずれの農地も肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認してお ります。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 1-74 について、 1番、小嶌委員、お願いいたします。

小嶌委員

受付番号 1-74 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、4月2日に、現地調査した結果を報告します。

申請地の緑区六田二丁目の 1 筆には、ジャガイモ、ハクサイ、ネギ、タマネギなどの野菜が栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 1-75 について、 5番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-75 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、4月2日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-75 の申請地には、カキやウメ、ミカン、ネギなどが栽培されていました。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 2-40 について、6番、木村委員、お願いいたします。

木村 (幸) 委員

受付番号 2-40 について、4月2日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地の内、中村区新富町の2筆及び日比津町3丁目の1筆は田で、耕作準備中、他の日比津町の5筆は畑で、耕作準備中、 道下町の2筆は畑で、ジャガイモが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら 問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いし ます。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 2-41 について、 7番、川本委員、お願いいたします。

川本委員

受付番号 2-41 について、4月2日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、ダイコン、ブロッコリー、ミカンなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら 問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いし ます。

議長 (会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 3-38 から 3-40 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井(昭)委員

受付番号 3-38 から 3-40 の農地につきまして、4月3日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-38 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は耕作準備中、中川区江松四丁目の 1 筆の畑はミカン、タマネギが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-39 の中川区江松西町の 2 筆、東かの里町の 1 筆の田は耕作準備中、江松西町の 1 筆の畑は耕作準備中で良好に管理されていました。

受付番号 3-40 の中川区江松西町の1筆の田は耕作準備中、中川区江松二丁目の1筆の畑はタマネギ、ミカンが、江松二丁目の1筆の畑はスイショウブンタンが、江松二丁目の1筆の畑はキウイなどが作付けされ、良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 3-41 について、 22 番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員

受付番号 3-41 の農地につきまして、4月2日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-41 の中川区前田西町二丁目の 1 筆、前田西町三丁目の 2 筆、大当郎一丁目の 4 筆の畑はエダマメが、大当郎一丁目の 1 筆の畑はキャベツがそれぞれ作付けされていました。

また、大当郎一丁目の1筆、大当郎二丁目の1筆の畑は耕作 準備中、大当郎二丁目の1筆の畑はウメが作付けされ、いずれ も良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございました。次に、受付番号 4-25 について、 14番、安井委員、お願いいたします。

安井 (勝) 委員

受付番号 4-25 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員 とで、4月3日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区小川二丁目はじめ6筆は田で、耕作 準備中の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請 時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いま すので、よろしくご審議をお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 4-26 について、 13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-26 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員 とで、4月2日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区川園二丁目はじめ4筆は田で、耕作 準備中の状態で、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請 時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いま すので、よろしくご審議をお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 4-27 について、 14番、安井委員、お願いいたします。

安井(勝) 委員

受付番号 4-27 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、4月3日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区新茶屋三丁目はじめ3筆は田で、耕作準備中の状態でした。

港区藤前一丁目はじめ2筆は畑で、耕作準備中の状態で、田、畑ともに農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請 時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 (会長)

ありがとうございました。次に、受付番号 4-28 及び 4-29 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井(秀) 委員

受付番号 4-28 及び 4-29 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、4月3日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-28 の証明願い出の農地、港区入場一丁目の1筆 は田で、耕作準備中の状態でした。

港区入場一丁目の1筆は畑で、耕作準備中の状態で、田、畑ともに農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請 時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号 4-29 の証明願い出の農地、港区宝神

二丁目はじめ5筆は畑で、カキ、ミカンなど柑橘類や、ネギ、スナップエンドウ等が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請 時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長(会長)

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第28号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長(会長)

ご異議なしと認め、第28号議案の案件は証明することといたします。

次に、第29号議案、令和7年度事業計画について、です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、第29号議案についてご説明いたします。

なお、第29号議案はお持ち帰りいただけるよう別にホチキ ス止めした資料になっております。

はじめに、令和6年度の事業内容について報告をさせていただきますので、恐れいりますが、12ページ、右肩に「参考」とあるページをご覧ください。

令和6年度事業報告でございます。

「1 総会」でございます。12ページから14ページにかけて総会の開催状況をお示ししております。議案等につきましては、ご覧のとおりでございます。

14ページの(2)をご覧ください。総会における「議案の審議件数」でございます。15ページにかけて、議案の事項ごとに、件数をお示しいたしました。

15ページ(3)につきましては、届出などの処理報告につきまして、事項ごとに件数をお示しいたしました。

次に、「2 意見の提出」をご覧ください。

市長はじめ、関係の各行政機関、団体に対しまして、農業委員会として意見を提出いたしました。

16ページをご覧ください。「3 運営委員会」でございます。 開催状況について、お示しいたしました。

次に、「4 研修」でございますが、令和6年7月24日に港区・天白区での現地研修、令和7年2月10日に農業者との意見交換を実施いたしました。

17ページをご覧ください。「5 その他」でございます。全国農業委員会会長大会をはじめ、農業会議主催の会議が開催されました。

以上が、令和6年度の事業報告でございます。

それでは、恐れ入りますが10ページにお戻りください。

令和7年度事業計画(案)についてご説明いたします。

まず、「1 総会」でございます。総会につきましては、原則 として毎月 20 日の開催としておりますが、5 月と 1 月につい ては 26 日となっております。

総会の開催場所につきましては、3月総会にてお渡しした日程表でお示しした会場から変更があり、本日と同じ西庁舎 12 A会議室で開催します。今後、開催場所の変更がありましたら、その都度ご連絡いたします。

開催時刻は、午後2時で予定しておりますが、総会後に別の 予定がある場合などは変更することがありますので、ご了承く ださい。

その他必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご 承知おきください。

裏面 11ページをご覧ください。

「2 意見の提出」でございます。本日第30号議案で審議させていただきます意見書について、ご承認いただいた後、名古屋市長へ7月10日(木)提出する予定でございます。

次に「3 現地調査」でございます。農業委員・推進委員の 現地調査ですが、例年7月末の一番暑い時期に開催しておりま したが、昨今の酷暑化により熱中症の危険性が伴いますので、 今年度から10月下旬頃に開催時期を変更したいと考えており ます。詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

「4 研修」でございます。農業者との意見交換を、令和 8 年 2 月 10 日 (火) に予定しております。

次に、「5 最適化活動の活動目標」でございます。農林水産 省から「農業委員会の最適化活動の推進」についての通知を受

け、名古屋市農業委員会として、地域の実情を勘案して、前年 度同様に活動日数を8日に設定しております。委員の皆様にお かれましては、日常の「農地の見守り活動」「農家のお知り合 いの方への声かけ活動」等をされた際は、記録簿に記入してい ただきますようお願いします。

最後に、「6 その他」でございます。全国農業会議所等の主 催によるご覧の各種会議が予定されております。

以上が、令和7年度事業計画(案)でございます。ご審議の ほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長) ありがとうございました。ただいまご説明いただきました が、何かご意見、ご質問等はございますか。

> 特にないようです。それでは、第29号議案の事業計画につ いては、案のとおり承認いただいてよろしいか、お諮りします。

委員

異議なし。

議長(会長)

ありがとうございます。第 29 号議案の事業計画は承認され ました。

次に、第30号議案、令和8年度名古屋市農業施策等に関す る意見書について審議を行います。

当該意見書の内容につきましては、昨年度、各委員さんから 意見をいただき、拡大運営委員会で検討を重ね、決定したもの でございます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

まず、一度通しで読み上げたいと思います。事務局よろしく お願いいたします。

事務局

【意見書 読み上げ】

議長(会長)

ありがとうございました。

それでは、前回提出した令和7年度の意見書から変更した主な点を申し上げます。

構成として、導入部分のあとの項目の記載順序を変更しました。

「遊休農地の発生防止・解消について」を項目1に移動し、「税制について」を最終項目5に移動させております。なお、2・3・4は変更なしです。

また、全体的に分かりやすい文章にしております。

それでは、各項目について説明します。

まず「導入部分」についてです。

名古屋市の農業の特色と課題について記載した後に全国的 な課題とその影響について記載しております。

また、中段の農業関係法令の改正と、現在の農地・農業の位置づけを記載しております。

最後に名古屋市農業委員会の考えを示し、意見書の提出の目 的を記載しております。

次に、「1 遊休農地の発生防止・解消について」です。

農業委員会が遊休農地の発生防止・解消すべく最適化活動を 行う上で、国・県・市に対して財政的な支援の必要を記載し、 また制度の活用促進と既存法で対応しかねる事例に対応するための法改正について記載しております。

次に、「2 農業基盤の維持・整備について」です。

委員の皆様から頂いた意見をもとに構成し、③の「多面的機能支払交付金」については新たに意見書に追加しております。

次に、「3 人材育成について」です。

「趣味から営農まで、また幼児から高齢者までといった様々なニーズに対応する講座の充実」とまたそれらについて「ウェブサイトでの周知」を記載して、昨年度の意見書より分かりやすい簡潔な文章にしております。

次に、「4 地産地消の推進について」です。

①の「なごやさい」とあいち伝統野菜を別々に表記し、分かりやすくしております。

また、なごやさいの定義を修正し、「ブランド力」という文 言は削除しました。

②は文章を「地産地消イベント」でまとめ、「部局の横断」 といった記載を「関係機関、農協などと連携」に変更し、分か りやすい文章にしております。

最後に、「5 税制について」です。

拡大運営委員会で検討した結果、文章の構成が分かりやすい との結論に至り、令和 5 年度の意見書の文章に戻しておりま す。

説明は以上です。

この意見書につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にないようです。それでは、第30号議案については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長(会長)

ありがとうございます。第30号議案は承認されました。

この意見書の提出につきましては、令和 6 年度以前と同様に、予算編成の時期に間に合うよう名古屋市長へ提出する予定といたします。また、名古屋市の他、愛知県、東海農政局、一般社団法人愛知県農業会議へ提出する予定とさせていただきます。

なお、意見書の提出にあたりましては、私と運営委員会のメンバーである職務代理の 2 名、会計の計 4 名で提出させていただく予定としております。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから7ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が17件

続いて、8ページから21ページにかけまして、農地法第4条 第1項第7号の規定による転用届出が40件

続いて、22ページから53ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが88件

続いて、54ページから56ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが8件

続いて、57ページから58ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが4件

続いて、59ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が2件

続いて、60ページから61ページにかけまして、転用届出に 係る訂正願が4件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長(会長)

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(2)「農地の賃借料情報の提供」について、 事務局より報告をお願いします。

課長補佐

それでは、報告2の資料をご覧ください。

報告2は、農地法第52条に基づく、農業委員会による農地

の賃借料の情報提供についてでございます。

裏面をご覧ください。

この取扱につきましては、「参考 1 賃借料の算定」に掲げてあるように、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行なわず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することを、平成 25 年の総会で申し合わせしております。

表面をご覧ください。

農業振興地域内畑の利用権で、令和6年1月から同年12月までに公告された賃貸借契約は、9件でした。

よって表のとおり農地の賃借料情報を公表することといたします。

なお、田につきましては、契約事例が少なかったため当農業 委員会としては賃借料情報の提供は行いません。

名古屋市の畑の賃借料情報と併せて、参考として愛知県の賃借料水準を本市公式ウェブサイトにおいて公表することといたします。

以上でございます。

議長(会長) ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(3)「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」について、事務局より報告をお願いします。

課長補佐

それでは、報告3の資料をご覧ください。

令和6年12月及び令和7年2月にご審議いただいた、地域 農業経営基盤強化促進計画(地域計画)につきまして、名古屋 市から送付がございましたので、ご報告をさせていただきま す。

以上でございます。

議長 (会長)

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

その他、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年第4回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会 (午後2時50分)